

監査委員公表第3号

監査等の結果について

地方自治法第199条第7項の規定に基づき監査等を執行しましたので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表します。

令和元年6月26日

寒川町監査委員 竹井 龍一郎
同 天利 薫

1 監査年月日

令和元年6月13日から6月25日まで

2 監査等対象機関

寒川町地域集会施設／寒川町地域集会所運営委員会連絡協議会
所管課／町民部協働文化推進課

3 監査等の種別

財政的援助団体等の監査（公の施設の指定管理者）

4 監査等対象

平成30年度の寒川町地域集会施設の管理に係る出納その他の事務及び協働文化推進課の指定管理に係る出納その他の事務

5 監査の方法

指定管理に関する書類の提出を求め、指定管理に係る一連の事務処理や事業が適正に執行され、目的が達成されているかに重点を置き、抽出により書類を監査するとともに事情を聴取し、併せて現地調査を行った。

6 監査の結果

一部留意すべき事項を除き、おおむね適正に処理されていると認められた。

○留意すべき事項は口頭により指導した。（協働文化推進課）